

令和元年度上半期の 財政状況

「広野町財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、令和元年度上半期の財政状況をお知らせします。

一般会計

令和元年度上半期（4月1日から9月30日まで）の財政状況についてお知らせします。
令和元年度の当初予算額及び繰越予算額は、5,131,358千円でありましたが、その後2回の補正があり、9月末現在の予算額は、5,546,182千円となっております。
各補正予算（歳出）の主な内容は次のとおりです。

補正第1号	補正第2号		
・サッカー支援センター被害調査・実施設計業務	・東町仮置場原型復旧工事	63,624千円	
27,202千円	・土地開発事業特別会計繰出金	52,101千円	
・土地開発事業特別会計繰出金	21,996千円	・道路新設改良事業費	18,860千円
・空き家等既存ストック活用計画策定業務	6,221千円	・道の駅建設予定地IRU支障移転費用	16,500千円
6,221千円	・道の駅電柱移転費	15,000千円	
・プレミアム付商品券事業費	4,960千円	・道路維持補修費	13,100千円
4,960千円			

一般会計の歳入・歳出予算額及び執行状況

歳入 (単位：千円、%)

区分	当初予算 及び繰越予算	補正予算	累計	収入済額	予算額に 対する割合
町税	2,247,869	125,000	2,372,869	1,508,190	63.6
地方譲与税等交付金	383,432	2,039	385,471	328,939	85.3
使用料及び手数料	53,962	0	53,962	30,737	57.0
国庫支出金	294,424	78,721	373,145	46,267	12.4
県支出金	877,806	57,625	935,431	81,744	8.7
財産収入	19,282	△105	19,177	3,786	19.7
繰入金	924,009	11,693	935,702	348,969	37.3
繰越金	203,434	125,983	329,417	329,418	100.0
諸収入	68,598	13,868	82,466	12,664	15.4
町債	1	0	1	0	0.0
その他	58,541	0	58,541	11,734	20.0
歳入合計	5,131,358	414,824	5,546,182	2,702,448	48.7

歳出 (単位：千円、%)

区分	当初予算 及び繰越予算	補正予算	累計	支出済額	予算額に 対する割合
議会費	66,180	2,605	68,785	36,374	52.9
総務費	1,125,909	195,766	1,321,675	352,294	26.7
民生費	878,774	37,949	916,723	353,580	38.6
衛生費	352,903	55,060	407,963	97,204	23.8
労働費	43,708	0	43,708	13,844	31.7
農林水産業費	725,972	39,385	765,357	229,360	30.0
商工費	239,366	△1,028	238,338	29,065	12.2
土木費	862,751	70,128	932,879	91,037	9.8
消防費	228,559	8,914	237,473	83,371	35.1
教育費	366,651	6,589	373,240	135,534	36.3
災害復旧費	38	0	38	6	15.8
公債費	220,546	△544	220,002	103,120	46.9
諸支出金	1	0	1	0	0.0
予備費	20,000	0	20,000	0	0.0
歳出合計	5,131,358	414,824	5,546,182	1,524,789	27.5

平成30年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足率 (%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。

2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。

※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

用語説明……

■実質赤字比率
一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

■連結実質赤字額
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

■実質公債費比率
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間（平成28、29、30年度）の平均の数値です。

※標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額です。

■将来負担比率
一般会計における地方債の残高や特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。

■早期健全化基準
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

■財政再生基準
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。

■経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

【健全化判断比率等の摘要範囲】

区分	広野町	
普通会計	①一般会計等	一般会計
公営事業 会計	②公営企業会計以外の公営事業会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	③公営企業会計	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 土地開発事業特別会計
	一部事務組合・ 広域連合	双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方水道企業団 福島県市町村総合事務組合 福島県後期高齢者医療広域連合
	地方公社・ 第三セクター等	双葉地方土地開発公社 社会福祉法人広葉会（リリー園）

